# 平成31年度 保育園入園手続きがはじまります。

平成31年4月から、保育園に入園を希望される乳幼児の入園申込みを次の日程で受付けます。

## ◇ 受付日時 平成30年11月12日(月)~16日(金)までの5日間 午前10時 ~ 午後6時まで

\*期間中は午前10時~午後4時までちづ保育園を開放しますので施設や保育の様子を見学していただいて構いません。

### ◇ 受付場所 ちづ保育園

名 称	電話番号	定員	保育時間
ちづ保育園	75-0144	定員 200人	<ul> <li>・開園時間:午前7時~午後7時</li> <li>・保育時間</li> <li>標準時間:最長11時間</li> <li>短時間:最長8時間</li> <li>※保護者の就労状況によって利用できる保育時間(標準時間・短時間)が変わります。</li> <li>※延長保育や土曜日保育もご利用できます。</li> </ul>

#### ◇ 入園申し込みの手順

【ご用意いただくもの】

- ① 印鑑(シャチハタ印ではないもの)
- ② 保護者の保険証の写し
- ③ 家族全員の情報を把握しておいてください。 氏名・生年月日・職業情報・緊急の連絡先(携帯番号など)・1 週間の就労時間数

#### 【書き方】

- ・入園申込書は期間中、ちづ保育園に来られた際にその場で書いていただきます。 その際に、ご家族のお仕事や生活について詳しく聞かせていただきます。
- ・入園申込書のほかに、添付書類

#### 【その他】

- ※年度途中も入園申込みはできますが、入所定員の都合でお断りする場合もあります。 あらかじめご了承ください。
- ※保育料は年度途中で変わる場合があります。
  - 4月~8月まで…前期保育料 ⇒ H30 年度の町民税の金額で計算します。
  - 9月~3月まで…後期保育料 ⇒ H31年の確定申告で決定した町民税額で計算します。

裏面もご確認ください

#### 【申込書のほかに必要な書類】

保育園は、保護者が仕事などの都合で 家庭で保育できない代わりに保育をする施設 です。 保育園の利用時間や保育料を決めるほか、入所できる条件を満たしているかの判断をさせて いただくために、入園申込書のほかに、次の"保育が必要な理由"に該当する項目の添付書 類を提出していただく必要があります。添付書類の様式は、申込みの際にお渡しいたします。

	保育が必要な理由	必要書類
就労	お勤め	保険証の写し(会社から発行されたもの) または就労証明書
	お勤め予定	就労内定証明書
	自営業・農林業その他	自営申告書
求職活動		求職活動申告書
妊娠	出産(予定)日の前後2ヵ月	母子手帳の写し
出産	山连(アた)日の削援とガ月	(表紙と分娩予定日の確認できる部分)
疾病	保護者の病気	診断書
障がい	保護者が障がいをお持ちの場合	障がい者手帳等の写し
家族の	家族の病気	診断書又は介護・看護状況申告書
介護	家族が障がいをお持ちの場合	障がい者手帳等の写し
災害復旧		り災証明書
就学	学校に通っている・通う予定	在学証明書
DV.	虐待のおそれがある、避難している	特別な事情についての申告書
児童虐待		
その他	上記以外に 「集団生活を経験させるため」等の理由	特別な事情についての申告書

#### 【 その他必要な書類 】

次に該当する場合は、それぞれ該当する書類も提出してください。

- ・平成30年1月1日現在で智頭町に住民登録がない場合:平成30年度所得課税証明書
- ひとり親世帯:ひとり親世帯申告書
- ・家族に障がい者手帳(3級以上)、療育手帳等の交付を受けた方がいる場合:各手帳の写し



詳しくは、教育委員会事務局教育課へ お問い合わせください。

担当: 國岡秀憲・山本理沙(☎75-4119)